

市民と歩む議員の会

議会報告

いけぶち佐知子



発行：「市民と歩む議員の会」 〒564-0041 吹田市泉町1-3-40 (市議会内) TEL：06-6384-1390(会派控室) 2021.01 No.64【通巻135】

■ 気候非常事態宣言は、いつするのか

11月中旬、衆参両議院において**気候非常事態宣言**が採択されました。12月現在、約50の自治体が宣言しています。吹田市も今年度中に気候非常事態宣言をしようと、環境審議会にも意見を求め、パブリックコメントもしたのですが、「鶴の一声」で吹田市の気候非常事態宣言は棚上げとなりました。吹田市が宣言することに何も問題がないにもかかわらず、「一緒に宣言しましょう」という提案に乗ってしまったのです。共同宣言になっても、予定通り今年度中にできればまだよいのですが、問題なのは、共同宣言する相手が宣言できる状態になるまで、吹田市は待つと決めたことです。**宣言はいつするの？ 今でしょ!!**



■ 一般会計補正予算 (第12号) 討論 (馬場)

○ 市立吹田市民病院への運営資金の貸し付け

新型コロナの影響により、市民病院の資金繰りの厳しさが増している。地域医療の最後の砦として、公立病院としての責務を果たしていることは理解する。しかし、税金から**短期長期併せて10億2千万円を低金利で貸し付ける**には市民理解が必要である。

旧病院跡地が売却できれば長期貸付分はすぐに返済できるとのことだが、跡地が売却できなければ、資金繰りがより厳しくなり、新たな貸し付けも必要になる。また、コロナ禍による景気後退が予想され、好条件での売却ができないことも想定される。

隣接する片山小学校の用地不足解消、老朽化した公共施設の建て替え、新たな市民ニーズに応えるための大規模公共施設の新設も議論されている。安価で売却せず、**市の買い上げも検討すべき**である。

さらに、経営が厳しくなっているのは市民病院に限らない。医療機関の維持、医療関係者の処遇改善は最重要課題である。国の動向を注視し、必要があれば、市民病院以外の医療機関にも市独自の支援策を拡充するよう求める。

○ 心不全予防のための保健指導の実施

国立循環器病研究センター、吹田市医師会とともに、心不全に関して長期に追跡研究する趣旨には賛同する。しかし、本事業を推進することが、重要な役割を担う保健センターの**保健師の負担にならないか危惧**する。10年以上にわたる長期研究であり、実施時期が少し遅れても大きな影響がないと考える。**延期も含め柔軟に対応**することを求める。

■ 一般会計補正予算 (第13号) 質疑 (いそがわ)

○ 高齢者施設等におけるPCR検査等実施支援事業

① 12月3日の代表質問では、高齢者施設への入所者へのPCR検査補助はしないと答えていたが、今回、実施を決定した時期はいつか。それはなぜか。
→大阪府がレッドステージとなったことを契機に議論を開始し、12月10日に市として意思決定した。

市内の高齢者施設等から意見を聴き取って、現状を掴んでから、実施について議論したのでこの時期になった。

② **介護従事者への検査費用の助成**も必要である。入所者に絞ったのはなぜか。

→職員への社会的検査を実施しても、クラスター発生予防に必ずしもつながるものではなく、検体採取等の業務量や、検査費用が膨大になる。ウイルスを持ち込まないという視点で、新規入所者に限定した。

③ **国の助成事業メニュー**にもPCR検査助成はあるが、市の予算で実施するのはなぜか。

→国事業には、市が実施主体であることと検査実施体制の整備が必要条件となっている。吹田市医師会や保健所と相談した結果、医療機関の検査体制がひっ迫している状況を考え、市予算で実施することにした。

なお、本事業は**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**の趣旨に沿っていると考えており、申請手続きを、財政担当と調整していく。

議会報告をお入用の方は、お名前、送付先などお知らせください。(P4をご覧ください)

いけぶち佐知子 ■ 本会議での質問・質疑

吹田市議会で定期的に、総合的な問題を探りあげ政策・議論を行います。

あなたも、市議会を傍聴してみませんか？
次回定例会は 2月19日～3月23日開催

施設新規入所者等への無料PCR検査

質問

高齢者施設への新規入所者の無料PCR検査を今回、補正予算計上される自治体もありますが、吹田市はしないのでしょうか。

福祉部長

高齢者施設への新規入所者に対するPCR検査は、本市は実施しませんが、高齢者施設等において必要性があると判断し、自費で検査を実施した場合の費用については、大阪府が実施する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金の補助対象となります。

コメント

11月定例会の最終日(12月18日)に、追加補正予算として高齢者施設や障がい者施設などの新規入所者やショートステイ利用者へのPCR検査等の費用補助(上限2万円)が提案され、全会一致で可決しました。3月末までの予定です。(P1ご参照ください)

小児へのインフルエンザワクチン接種補助

質問

本年の予算審査で、中学3年生へのインフルエンザワクチン接種よりも小児への接種助成を求めました。中学3年生への接種助成は中止され、来年度もどうなるかわからないと聞いています。日本感染症学会の提言を受け、厚生労働省も小児への接種を推奨しています。低所得者層の小児へ接種助成することを求めます。

健康医療部長

インフルエンザワクチン接種費用の助成対象者の拡大については、今後、新型コロナウイルス感染症の流行状況を注視し、市民生活への影響が収束した段階で、改めて検討します。

自宅療養者への食料品など配達

質問

新型コロナに感染された方へのケアの視点を持って、安心して自宅療養などができるように、他市では2週間分の物資の供給などを行っています。吹田市ではどのようなになっていますか。

福祉部長

自宅療養者への食料品等配達事業を行うため、事業者と11月24日に契約し、12月中旬から5日分のレトルト食品等のセットを、療養期間に応じて配達開始する予定です。(3月末まで)

また、本事業は、全額、国の補助対象です。93セット分、約100万円の経費を流用して実施します。

インフルエンザ流行期のPCR検査体制の拡充

質問

インフルエンザの流行期に際しての厚生労働省通知に、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等を相談、受診し、必要に応じて検査を受けられる体制について、本年10月中をめどに整備することなどが書かれています。この通知に沿った対応状況はどうなっていますか。

健康医療部長

大阪府が診療・検査医療機関の体制を構築し、11月24日から運用を開始しており、本市では、現在6か所の病院、34か所の診療所がその指定を受けています。なお、現在、診療・検査医療機関においても公表を承諾している医療機関は少数である。発熱患者等の受診が集中し、診療体制に支障を来すおそれがあるため、医療機関の間での公表のみとしています。

積極的なPCR検査の実施状況

質問

11月28日には、市内の障がい者施設及び高齢者施設においてクラスターが発生したことが公表されました。クラスターが複数発生している地域での、積極的な検査の実施について厚生労働省から要請がありました。検査状況、件数はどうなっていますか。

健康医療部長

保健所では積極的疫学調査から得られた陽性者の接触歴等や現地調査の結果を基に、保健所医師を中心に所内で協議した上で対象者を決定し、PCR検査を実施しました。両施設関連での検査数は、11月30日現在でおよそ150件です。

多忙を極める保健所 府の引継ぎ期間延長は？

質問

中核市になり、保健所業務の大阪府からの引継ぎが必要ですが、新型コロナ対応で必要最小限になっているのではないのでしょうか。大阪府からの引継ぎ期間延長は可能でしょうか。

健康医療部長

保健所業務の大阪府からの引継ぎ期間は2年間が基本で、職種や業務内容に応じて最大5年間とされています。現在、新型コロナウイルス感染症の対応と保健所業務の引継ぎを併せて行っています。必要に応じて、引継ぎ期間の延長等について、大阪府とも協議を行います。



保健所の体制強化のためのチェックリスト

新型コロナウイルス感染症への対応は、健康医療部だけの問題ではなく、全ての市民に関わる全部局の問題です。

いちばん大変な前線である保健所の業務が破綻しないよう、職員の応援、外部からの応援など、次々と手を打っていかねばなりません。

質問

保健所の体制強化のために、厚生労働省からチェックリストが出ています。現状どのようになっていますか。

保健医療部長

保健師が直接行うべき業務や個別案件への対応など、延期等ができない業務を除き、同チェックリストに沿った対応を行っています。

コメント

市長に対して、疲労困憊している保健所など現場の状況を確認していますか、との質問をしました。質問文書を出したところ、たまたまかもしれませんが、保健所現場を見に行かれたとのこと。部長や保健所長から報告を受けても、「百聞は一見に如かず」ですから。私たちが会派3人も12月24日保健所を視察しました。

市独自の感染情報提供はできないのか

質問

新型コロナに関する大阪府や吹田市の情報提供内容が変わり、感染者一人ずつの個票がなくなったため、感染環境がわかりにくくなっています。

健康医療部長

情報の確認等に大阪府、各保健所ともに多くの時間を要していたこと、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、積極的疫学調査など、新型コロナウイルス感染症に関する保健所機能の強化を図るため、府も市も、情報提供内容を変更しました。

市の新規感染者数をその都度発信していましたが、11月16日以降は、毎週月曜日に前週の感染者数や感染動向などを集約して発信し、不定期に感染動向を踏まえた具体的な注意喚起などお知らせを発信しています。

【第一噴水のイルミネーション】



地域の施設の指定管理者

北千里小学校跡地複合施設(図書館・公民館・児童館)の開設に合わせ、指定管理者制度を導入しようとしています。児童館では、千里竹園児童センターで地域住民主体の運営協議会が指定管理者になっていますが、今回は、公民館も児童館も、民間事業者も含む「法人その他の団体」が指定管理者の対象となります。

地域の施設として、指定管理者の範囲拡大は必要ないとの論点で質問しました。

質問

① 児童センターの指定管理において、地域の子どもの地域で見守り育てるという意義はどうなったのか。
② 地域の方が館長や企画運営委員になっている現在の公民館は指定管理によってどうなるのか。

1) 児童部長 2) 地域教育部長

① 地域団体や保護者、学校関係者の協力が不可欠であるため、指定管理者は地域を中心とする営利を目的としない団体に限ってきました。

法人その他の団体には、現在の団体も含まれており、今後も地域の方々との連携という児童館ガイドラインの理念にのっとり運営していきたいと考えています。

② 施設の使用許可、施設の維持管理等業務の管理主体は、民間事業者を含めた法人その他の団体とし、主催講座の企画、運営は、引き続き館長及び企画運営委員等により市直営で行うことを検討しています。

学校給食費の公会計化

質問

学校給食運営の透明性の確保に加え、給食費に係る教職員などの負担軽減というメリットがあり、取り組む必要があるという部長や教育長ともに、公会計化していくという答弁でしたが、いまだに実現していません。いつ実現するのですか。

学校教育部長

教職員の負担軽減や保護者の利便性向上のため、学校徴収金も併せて検討することにしました。一括徴収システム導入などの意見もあり、実施時期等を含め具体的な内容を示せるよう検討していきます。

名誉市民条例 修正動議の顛末

会派3人の議員が提出した「吹田市名誉市民条例の修正動議」は私たちだけが賛成。賛成少数で否決されました。

反対理由は、一会派から、原案賛成・修正動議反対の討論はありましたが、他の会派や議員から質疑も討論もありませんでした。

【1】条例原案と修正動議の違い

条例案第2条に、名誉市民の称号を贈る方は「学術研究その他の社会の発展に寄与する活動が世界的に高く評価されている」とあるところを、「**学術研究その他の**」という文字を削除したものが修正案です。

【2】修正動議提出に至った経過

① 2020年3月パブリックコメント 条例の骨子案 社会の発展に寄与する活動の分野には「学術研究その他の」という修飾語はなかった。(分野の明記なし)

② 会派への条例案の説明

対象となる分野の「**その他**」には**文化やスポーツは入らず**、今考えていないものが出てきたときのために書いている。

③ 本会議での代表質問への答弁

「その他」には**文化、芸術、スポーツが含まれる**。

④ 委員会での議案質疑への答弁

文化、芸術、スポーツに加え、**環境、平和、経済、その他すべての分野が含まれる**。具体的に例示するとイメージが縛られるのでその他にした。特定の人だけ想定したものではなく**普遍的な条例**としたい。

【3】修正動議を提案した理由

① 答弁が、だんだん揺らいで、変化してきている。最終的に委員会での答弁が正しいのであれば、答弁と原案の齟齬を解釈で埋めるのではなく、その**答弁にあった条文に修正**しなければならない。

② 原案を修正すべきと、原案提案者に何度も伝えたが修正しなかった。

③ 財政総務委員会で修正案が出ることを期待していた。原案修正をしてはどうかという提案があったようだが、結果的に、全員賛成で通った。

④ 修正動議が3人以上で出せるのに、修正動議が否決されるかもしれないから、動議を出さないという判断はしたくない。二代表制の一翼を担う議会の議員として、議員ができることを自ら放棄したくない。

修正動議に対する質疑

① 原案よりも修正案が**優れている点**、修正により得られる条例上の利点は何か。

② 修正提案により、議員同士がもめるような形で採決すれば**お祝いの雰囲気**が毀損されかねない。そのリスクについての認識はどうか。

答 弁 (いけぶち)

① 優れている点は、修正することにより、本会議や委員会での**答弁に合致した条例案になること**や、市民に吹田市は学術研究しか重視しないのかと**誤解を与える危惧**を払しょくできることである。

また、学術研究以外の分野で名誉市民に選ばれた方に、「あなたはその他の中の〇〇の分野です」と説明しなくてもよく、失礼にならないことが利点である。

② (反問権がないので質問者に尋ねることができない) 採決で賛否が分かれることが「議員同士がもめる」ということだと、質問者が考えているのであれば、**議論を尽くした結果、賛否が分かれることは、議員同士がもめたということではない**。

名誉市民の称号は議決により贈られることになっている。称号を贈るか否かの議決で賛否が割れた場合はお祝いの雰囲気が壊れるかもしれない。しかし、選ぶ前提条件を定める条例原案に対する**修正動議の採決で賛否が分かれることは、お祝いの雰囲気と関係がない**と考える。

また、地方自治法第115条の3にもとづき修正動議を提出しており、手続きに瑕疵(間違い)はない。原案よりも良い修正案があると考えているにもかかわらず、修正動議を提出しないこと、自ら放棄することは、選挙を経て選ばれた議員の役割が果たせていないことになる。**議会の存在意義、議員の存在意義**はどうなるのか。

より良い案があれば提案する、議員として当然の権利を果たさないことのほうが、リスクが大きい。

議会報告を送付ご希望の方は
FAX(06-4861-7418)にて
お名前、送付先をお知らせください。



しっかり市民派
ずっと無党派

「市民が主役」の
住み続けたいなる
まちを創りましょう!



「市民と歩む議員の会」
いけぶち佐知子
いそがわゆか
馬場慶次郎

TEL:06-6384-1390
TEL:06-4861-7418
TEL:06-4864-2874
TEL:06-6389-8555

facebook.com/shimin10ayumu/
Mail:info@ikebuchi-sachiko.net
Mail:510yuka.suita@gmail.com
Mail:info@baba-keijiro.com

